参考資料６

○久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則

平成22年３月23日

規則第17号

改正　令和２年３月２３日規則第１８号

（趣旨）

第１条　この規則は、久喜市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年久喜市条例第14号）第７条の規定に基づき、久喜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　審査会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

３　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第４条　審査会の庶務は、総務部市政情報課において処理する。

（その他）

第５条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成22年３月23日から施行する。

附　則（令和２年３月２３日規則第１８号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。